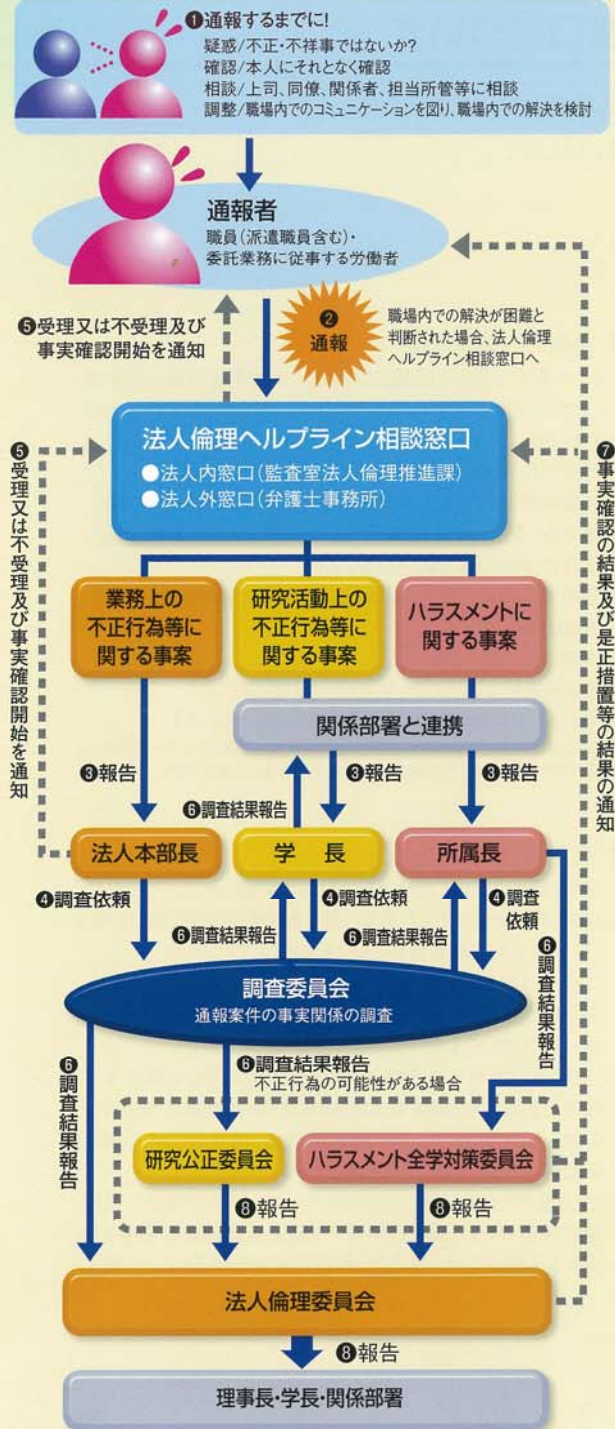


法人倫理ヘルプライン通報に対する処理の流れ



お問い合わせ・ご相談は
学校法人近畿大学
監査室法人倫理推進課
 〒577-8502
 大阪府東大阪市小若江3-4-1
 TEL.(06)4307-3033
 FAX.(06)6721-2414
 E-mail: houjinrinri@itp.kindai.ac.jp

学校法人近畿大学は、
 倫理の保持に
 積極的に取り組みます。

法人倫理推進のための
 ガイドライン

学校法人近畿大学は、

「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人」を育成することを教育の目的としています。

学校法人近畿大学に就業するすべての職員が、

社会的責任を果たすため、

また、本法人の教育目的の達成と使命の遂行のため、

具体的行動指針として、

「学校法人近畿大学倫理憲章」を制定いたしました。

学校法人近畿大学倫理憲章

1. 職員は、教育・研究・診療活動を担う法人の一員として、高い倫理観を持って行動する。
2. 職員は、法令、社会的規範及び法人の定める諸規則を遵守する。
3. 職員は、個人情報をはじめとした法人内にある機密情報の漏洩は重大な不正行為であることを認識し行動する。
4. 職員は、互いの人格と人権、また学生、生徒、児童、園児及び患者等のすべての関係者の人格と人権を尊重する。
5. 部下を持つ立場の職員は、自らの行動を律することはもとより、職員が法人倫理に沿った行動をするように指導・支援する。

公益通報・法人倫理ヘルプライン相談窓口について

学校法人近畿大学は、本法人の業務に関する不正行為の早期発見と是正を図るため、

公益通報者保護法に基づき、公益通報及び相談に対応する窓口として、

「法人倫理ヘルプライン相談窓口」を設置しました。

通報及び相談にあたっては、下記をご確認のうえ、ご利用ください。

■ 通報・相談の窓口及び受付方法

通報・相談しやすい環境を整備するため、法人内・法人外の2カ所に通報窓口を設置しています。それぞれの窓口で、電話、電子メール、FAX、書面（郵送可）、面談により受け付けます。

※面談をご希望の方は、事前に電話で面談日時をご相談ください。

法人内窓口

学校法人近畿大学 監査室法人倫理推進課

〒577-8502 大阪府東大阪市小若江3-4-1

TEL. (06) 4307-3033

FAX. (06) 6721-2414

※受付時間 9:00～11:00、13:00～15:00
(但し、土・日・祝日・本法人指定の休日は除く。)

E-mail:houjinrinri@itp.kindai.ac.jp

法人外窓口

竹林・畑・中川・福島法律事務所

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満6-7-2

新日本梅新ビル3階

TEL. (06) 6365-1097

FAX. (06) 6365-1296

※受付時間 9:00～11:00、13:00～15:00
(但し、土・日・祝日・事務所指定の休日は除く。)

E-mail:office@thnflaw.com

■ 窓口を利用できる方

- 本法人の職員（派遣職員を含む）
- 本法人が委託した業務に従事する労働者

■ 通報者の保護等について

通報者の名前は秘匿し、通報又は情報提供を行ったことを理由に不利益な扱いを受けることはありません。万一、通報したことにより不利益な扱いを受けた場合は、是正措置を講じます。

■ 通報・相談の内容

本法人の業務に関して組織的又は個人的な不正行為（法令・本法人の諸規則に反する行為又は疑わしい行為）等に関するものとします。但し、次のものは通報対象外とします。

- (1) 内容が具体性を伴わず不分明なもの
- (2) 内容が虚偽又は他人の誹謗中傷であることが明らかなもの
- (3) 単なる伝聞に基づくものなど、通報内容について信ずるに足りる理由が明らかに認められないもの
- (4) 通報対象事実について本法人に処分又は勧告等を行う権限を有しないもの
- (5) 人権侵害に関するもの
- (6) その他通報に該当しないことが明らかなもの

※通報内容には具体的な事実・根拠が含まれる必要があります。

※虚偽又は他人を誹謗中傷する通報その他不正な通報等を行った場合は、就業規則又は学則、法令等に基づき処分されることがあります。

■ 注意事項

- (1) 通報・相談の際は、「公益通報」である旨を明らかにしてください。
- (2) 通報・相談の際は、「公益通報に関する受付・相談窓口について」及び「公益通報・相談受付シート」を参考にしてください。
(様式は、<http://www.kindai.ac.jp/>よりダウンロードできます。
郵送・電子メール・FAXで通報する際は、この用紙にご記入のうえ、送っていただいても構いません。)
- (3) できる限り実名での通報・相談にご協力ください。匿名及び秘匿でも通報・相談は受け付けますが、事実確認が十分に行えないことがあります。また、匿名の場合、事実確認の結果の通知等はできないことをご了承ください。
- (4) 公益通報として受理した案件について、匿名の場合を除き、事実確認のため、調査に関係する第三者に通報者名等を開示する必要が生じた場合は、事前に承諾を得るものとします。